



横浜でのクリエイティブな活動を応援します。

横浜における創造的活動助成 募集要項
[先駆的芸術文化活動部門]

平成 22 年度

平成22年度 横浜における創造的活動助成 募集要項 [先駆的芸術文化活動部門]

アーツコミッション・ヨコハマ (ACY) は、横浜市が推進する“芸術文化のもつ創造性を活かした街づくり”「クリエイティブシティ・ヨコハマ」の一環として、横浜に集うアーティスト、クリエイター等の様々な創造の担い手たちの活動支援を行なっています。この助成制度は、先駆的かつ実験的な創造活動や、新たな商業的・文化的事業のスタートアップを支援し、持続的な創造活動によって都市の活性化を図ることを目指すものです。

「先駆的芸術文化活動部門」は、文化芸術のあふれる街横浜の推進を目的に、創造の担い手による先駆的な芸術文化活動に対して助成金を交付します。

募集期間

第1期募集 ▶ 平成22年3月1日(月) から平成22年4月15日(木) 必着まで。
対象:平成22年6月1日(火) から平成23年3月31日(木) の間に実施される活動

第2期募集 ▶ 平成22年6月1日(火) から平成22年7月31日(土) 必着まで。
対象:平成22年10月1日(金) から平成23年3月31日(木) の間に実施される活動

応募資格

個人または団体

対象となる活動

次の内容に該当する事業・活動が対象となります。

- 1 クリエイティブシティ・ヨコハマの形成に寄与すると認められる創造性にあふれた芸術文化活動
- 2 新しい表現や手法を取り入れ、芸術文化活動に対する創造的、社会的インパクトをもつと期待される企画
 - 公演、展示、滞在制作など企画の実施形態は問いません。
 - 美術、映像、音楽、舞台芸術などアートに関わるものであればジャンルを問いません。既存のジャンルの垣根を越えた先駆的、実験的な企画を歓迎します。
 - 『横浜芸術月間』(仮称)の期間中(平成22年10月上旬～中旬予定)に開催する事業を歓迎します。
 - 助成金の交付は、同一対象事業につき3か年を限度とします。

下記の項目のいずれかに該当する事業は対象外となります。

- 横浜市から補助金又は助成金の交付を受けているもの
- 支出以上の収入が見込めるもの
- 政治的又は宗教的普及宣伝活動と認められるもの
- 主として営利を目的とするもの
- その他公序良俗に反する等支援対象として適当でないもの

応募方法および提出書類

申請書に必要事項を記入し右記の書類を揃えて、持参・郵送にてご提出ください(Eメール不可)。申請書などの様式はホームページからダウンロードできます。

本申請に要した費用は、申請者の負担とします。申請書類、資料は返却しません。

様式ダウンロード URL

<http://www.yaf.or.jp/artscommission/grants>

- 各5部提出
- ・原本1部
 - ・コピー4部
- 1 創造的活動助成交付申請書(第1号様式)
 - 2 事業・活動実施計画書(企画書)
(様式自由、A4サイズにて5ページ以内)
 - 3 事業・活動実施予算書(第1号様式別紙)
 - 4 申請当該事業内容を紹介する資料(チラシ等)
※必須ではありません。

助成内容

上限100万円とします。

- 本助成は、100万円を上限に事業実施経費の一部に対して助成金を交付するものです。
- 採択時に決定される交付金額の如何にかかわらず、事業実施経費に対する交付額の割合を交付条件として付与する場合があります。
- 上記の場合において、事業決算時に交付金額との間で相違が生じた場合は、当該交付条件が適用され、その差額を返還いただきます。
- 助成金は、事業報告書の提出をもって交付します。ただし、事業実施前に交付が必要となる特段の事情が認められる場合は事前交付を行いません。

対象経費(例)

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 出演料、企画料 | 5 著作権料 |
| 2 作品制作費 | 6 事業実施当日運営費 |
| 3 会場使用費 | |
| 4 印刷費、郵送費、保険料など事務費 | ※交際費、接待費、打ち上げ経費、事務所備品費等は対象外となります。 |

選考方法

第1次選考(書類選考)、第2次選考(選考委員会の審査)にて決定します。

※選考結果は、採否に関わらず申請者すべてに通知します。

評価のポイント

次の6項目を重視します。

- 1 企画の先駆性、実験性
- 2 企画のオリジナリティ
- 3 企画の実現性
(プロデュース能力)
- 4 市民アクセス
(広く一般にひらかれた企画となっているか)
- 5 本事業を実施することで認められる効果
(当該事業・活動によって達成したい目標)
- 6 自己資金の充実を
図る努力が見られるか

助成交付に伴う義務等

- 1 事業終了後30日以内に「事業報告書」(第3号様式)を提出してください。
提出の際は、直接ACYまで代表者もしくは担当者が持参してください。(要事前予約)
- 2 助成金を受けて実施される事業に関する印刷物、インターネット等の告知については、助成名「横浜における創造的活動助成」の文言、およびACYのロゴマーク、クリエイティブシティ・ヨコハマのロゴマークを記載してください。
- 3 「横浜芸術月間」(仮称)(平成22年10月上旬～中旬予定)の間に行なわれる事業については連携広報へ参画いただく場合があります。
- 4 ACYアートデータバンクへの登録
- 5 その他「横浜における創造的活動助成交付要綱」に定める事項

ACYが実施する「横浜市先駆的芸術活動助成」及び「企業による創造活動促進助成」は、平成22年度より「横浜における創造的活動助成」として新たにスタートしました。



助成交付事業として採択された方はACY・アートデータバンクに登録させていただきます。
ACY・アートデータバンクの詳細はホームページにてご確認ください。

<http://www.yaf.or.jp/artscommission/databank.html>

情報公開 個人情報

本助成への申請内容の一部は「公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の保有する情報の公開に関する規定」に則り、情報公開の対象となります。
本規程では、個人情報や当該法人等又は当該個人の権利、競走場の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは開示しないことが認められています。(但し、人の生命、健康、生活又は財産保護のため公にすることが必要であると認められる場合を除きます。)

申請者から取得した個人情報については、適切に管理し、当該申請およびACY・アートデータバンク登録への対応以外に使用することはありません。

問い合わせ先・送付先

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1

アーツコミッション・ヨコハマ

横浜における創造的活動助成
先駆的芸術文化活動部門 担当

電話:045-227-7322 MAIL:acy@yaf.or.jp

受付時間 11:00~19:00 ※施設点検による休館日(不定)を除く。

www.yaf.or.jp/artscommission

アーツコミッション・ヨコハマ
つなく、みやす、アートの現場



アーツコミッション・ヨコハマ(横浜市APEC・創造都市事業本部、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団)